

介護の職種と 介護施設の種類の種類

一口に介護と言っても、仕事内容や働き方はさまざまです。

介護の職種(資格)とその役割

職種	仕事内容と資格
 ホームヘルパー (訪問介護員) <small>(介護支援関係)</small>	高齢者や障がい者の家庭を訪ね、ケアプランに沿った身体の介護を行うホームヘルパーや社会福祉施設において直接介護を行う仕事です。
 施設での介護員 <small>(介護支援関係)</small>	必要な資格等: ホームヘルパー 2級 / 介護職員基礎研修 / 介護福祉士
 ケアマネジャー (介護支援専門員) <small>(相談援助関係)</small>	介護施設などで介護サービス計画(ケアプラン)を作成する介護支援専門員、施設入所者やその家族からの相談にのり、利用者をサポートする仕事です。
 生活相談員 [社会福祉士] <small>(相談援助関係)</small>	必要な資格等: 介護支援専門員(ケアマネジャーは必須) / 社会福祉士・精神保健福祉士 / 社会福祉主事任用資格
 看護師 <small>(看護関係)</small>	福祉の分野では介護施設などで、利用者の健康チェックや日常生活の支援を行います。また、在宅で介護を必要としている人のための訪問看護も行います。高度な看護の知識・判断力・技術が必要です。
 准看護師 <small>(看護関係)</small>	必須資格: 看護師 / 准看護師
 理学療法士 <small>(機能訓練関係)</small>	身体または、精神的に障がいのある人に対し、運動療法や物理療法(理学療法士)や工作や手芸などの作業活動(作業療法士)を通じて、基本的な捜査能力の回復や維持を目指します。
 作業療法士 <small>(機能訓練関係)</small>	必須資格: 理学療法士 / 作業療法士 等



主な高齢者介護施設の種類の種類

名称	特徴
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ自宅においてこれを受けることが困難な高齢者に日常生活に必要な介護サービスを提供する施設。
養護老人ホーム	主に経済的な理由で自宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者に、日常生活に必要な介護サービスを提供する施設。介護保険施設ではないので入居の申し込みは施設ではなく市町村に行う。
老人デイサービスセンター (通所介護事業所)	食事、入浴などの日常生活上の支援や生活向上のための支援を日帰りでを行い、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るための施設。
老人短期入所施設 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排泄・食事の介護等の日常生活の支援や機能訓練等のサービスを提供する。
軽費老人ホーム (ケアハウス)	60歳以上で、かつ、身体機能の低下または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が低額な料金で利用できる施設。各種相談、食事サービス、入浴サービスの提供のほか、緊急時の対応機能も備えている。
老人保健施設	疾病、負傷等により要介護状態にある高齢者に対し、看護、介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともにその日常生活上のケアを行う施設。
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	要介護者であって認知症により家庭での生活が困難になった方が、介護を行う職員と共同生活を営む施設。
有料老人ホーム	老人福祉法において「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設ではないもの」として位置付けられている施設。
小規模多機能型居宅介護施設	介護が必要となった高齢者(主に認知症高齢者)が、これまでの在宅生活環境を維持できるよう、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービスを組み合わせた施設。登録定員は25名以下。
高齢者専用賃貸住宅	高齢者専用賃貸住宅とは、高齢者の入居を拒まない「高齢者円滑入居賃貸住宅」のうち、専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅で生活支援サービスや介護サービスが付帯している。(※高齢者円滑入居賃貸住宅とは高齢者の入居を拒まない賃貸住宅。)